

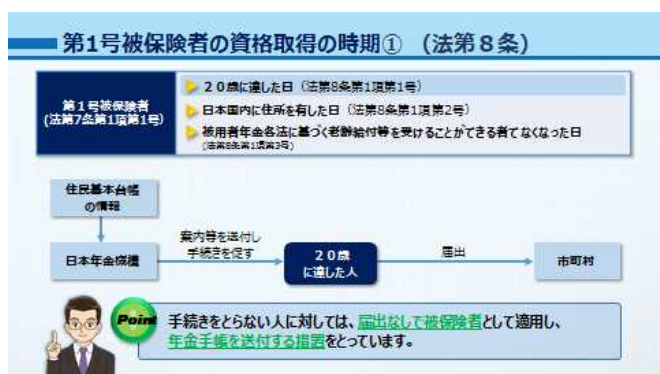


【強制加入被保険者の資格取得の時期 ケース1】

国民年金では、被保険者期間が、保険料の徴収でも受給資格の確認でも、欠くことのできない大切な要件とされています。まず、第1号被保険者に該当するAさんの具体的なケースを見ていきましょう。

法第8条では、資格取得の時期が定められており、第1号では、20歳に達したときとなっています。

ここで20歳に達したときとは、誕生日の前日をいいますが、誕生日の前日で計算するのは『年齢計算ニ関スル法律』（明治35年12月2日法律第50号）に基づいているからです。

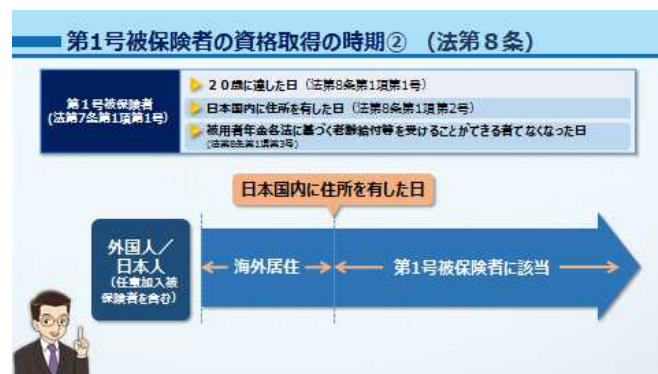


【第1号被保険者の資格取得の時期】

国民年金の被保険者の資格取得時期が規定されている法第8条を詳しく見ていきます。

まず、（法第8条）第1号により、20歳に達したときです。これは日本国内に住所を有する人が20歳に達した日ということで、一般的なケースです。

日本年金機構では、住民基本台帳の情報をもとに、20歳になる者に対して、資格取得の届出を提出するよう手続きの案内やリーフレットの送付をしています。また、それでも手続きをとらない人に対しては、届出なしで被保険者として適用し、年金手帳を送付する措置をとっています。



次に、（法第8条）第2号においては日本国内に住所を有した日となっています。まず、外国の方が日本に住み始めたときが考えられます。国民年金の被保険者には国籍要件がありませんから、日本国内に住所を有した日に国民年金の被保険者（第1号被保険者）になります。

他に、海外に在住していた日本人が20歳に達した後に、日本国内に住所を有したときなども考えられます。

第1号被保険者は、日本国内に住所を有していることが要件ですので、日本国籍を有していても海外に住んでいるときは、該当しません。海外に転出したことにより、第1号被保険者に該当しなくなった方が、帰国して、日本国内に住所を有した日に第1号被保険者になります。

日本に帰国したときには、転入届などの手続きのため市町村の窓口に来訪されますので、あわせて第1号被保険者の資格取得の届出をしていただく案内が必要です。

次に、（法第8条）第3号では、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなった日となっています。これは、法第7条で被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者が第1号被保険者から除かれているからです。

第2号被保険者・第3号被保険者の資格取得の時期（法第8条）

第1号被保険者 (法第7条第1項第1号)	20歳に達した日（法第8条第1項第1号） - 日本国内に住所を有した日（法第8条第1項第2号） - 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者となった日（法第8条第1項第3号）
第2号被保険者 (法第7条第1項第2号)	厚生年金保険の被保険者、共済組合等の組合員又は加入者の資格を取得した日（法第8条第1項第4号）
第3号被保険者 (法第7条第1項第3号)	20歳以上60歳未満の間に被扶養配偶者となった日（法第8条第1項第5号） - 被扶養配偶者に該当する者が20歳に達した日（法第8条第1項第1号）

【第2号被保険者・第3号被保険者の資格取得の時期】

（法第8条）第4号では、第2号被保険者の資格取得時期が規定されています。被用者年金各法の被保険者、組合員または加入者の資格を取得した日です。

最後に、（法第8条）第5号では、被扶養配偶者となった日に第3号被保険者の資格を取得することが規定されています。

被保険者の資格取得の時期のまとめ（法第8条）



【被保険者の資格取得の時期のまとめ】

日本国内に住所を有する前提で整理しますと、まず、20歳になったときに第1号被保険者となり、会社に就職して勤務を始めたときには第2号被保険者になります。

第1号被保険者または第2号被保険者が、第2号被保険者と結婚して、その扶養に入ったときは、第3号被保険者になります。会社に勤務している第2号被保険者が、海外に転勤になったとしても、引き続き日本の会社での雇用が続いていれば、第2号被保険者です。

しかし、第2号被保険者が会社を辞めて海外に転居したときは、第1号被保険者ではなく、後述する任意加入被保険者の対象者になります。

なお、その後日本に帰国すれば、国民年金の強制

加入被保険者として資格を取得することになります。

資格喪失の時期①（法第9条、法附則第3条等）

第1号被保険者 (法第7条第1項第1号)	- 死亡の日（法第9条第1項第1号） - 日本国内に住所を有しなくなった日の翌日（法第9条第1項第2号） 60歳に達した日（法第9条第1項第3号） - 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者となった日（法第9条第1項第4号）
第2号被保険者 (法第7条第1項第2号)	- 死亡の日（法第9条第1項第1号） - 厚生年金保険の被保険者及び共済組合等の組合員又は加入者の資格を喪失した日、又は、65歳に達した日（原則）（法第9条第1項第5号）（法附則第3条）（法附則第4条）
第3号被保険者 (法第7条第1項第3号)	- 死亡の日（法第9条第1項第1号） 60歳に達した日（法第9条第1項第3号） - 被扶養配偶者でなくなった日の翌日（法第9条第1項第6号※）

【資格喪失の時期】

続いては、法第9条に規定されている資格喪失の時期です。

まず、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者共通の資格の喪失時期は、死亡した日の翌日です。

次に、第1号被保険者は、日本国内に住所を有しなくなった日の翌日に資格を喪失します。また、第1号被保険者は20歳以上60歳未満という年齢要件がありましたので、60歳に達した場合は、その日に資格を喪失します。そして、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者となった日に第1号被保険者の資格を喪失することになります。

第2号被保険者は、被用者年金各法の被保険者、組合員または加入者の資格を喪失した日に資格を喪失します。厚生年金保険や共済年金の被保険者資格の喪失の時期については、例えば、会社を辞めたときなどがありますが、それぞれの関係法令で規定されています。

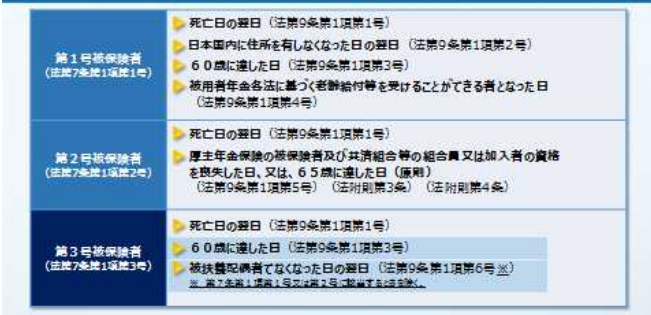
資格喪失の時期②（法第9条、法附則第3条等）



ただし、第2号被保険者であるのは、原則65歳に達するまでです。会社に勤務していれば70歳に達するまでは厚生年金保険の被保険者となれますが、65歳に達したときに、老齢厚生年金等の老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権者となると、第2号被保険者から除かれます。このことは、法附則第3条に規定されています。

なお、65歳以上であっても、老齢年金等の受給権が無く、引き続き会社にお勤めされている方は、第2号被保険者のままです。

資格喪失の時期③（法第9条、法附則第3条等）



第3号被保険者は、第1号被保険者と同じく20歳以上60歳未満という年齢要件があるため、60歳に達した日に資格を喪失します。

また、第3号被保険者が被扶養配偶者でなくなったときは、その翌日に資格を喪失します。

ただし、被扶養配偶者でなくなった日に、第1号被保険者または第2号被保険者に該当するときは、資格喪失ではなく種別の変更として取り扱います。

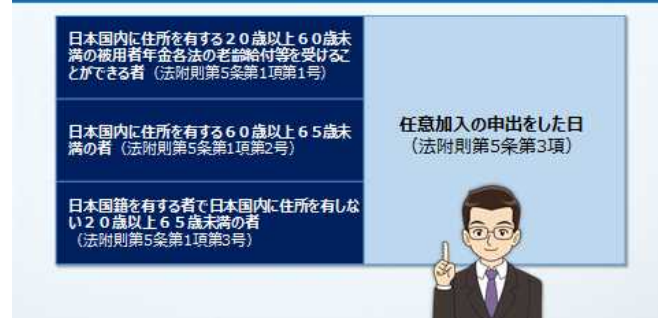
具体的には、第3号被保険者の方が就職をして、第2号被保険者となったときは、就職をした日が種別変更の日です

資格喪失の時期④（法第9条、法附則第3条等）



さらに、第2号被保険者は、65歳に達すると原則として第2号被保険者でなくなりますので、その方に扶養されている60歳未満の第3号被保険者は第1号被保険者となります。年の差があるご夫婦の手続きの際は、十分にご注意下さい。

任意加入被保険者の資格取得日（法附則第5条）



【任意加入被保険者の資格取得日】

任意加入とは、第1号被保険者から住所要件などの事由で適用を除外されている方、あるいは、一定年齢時に老齢基礎年金の受給資格要件を満たしていない方などが、本人の希望により、第1号被保険者として国民年金に加入できる制度のことです。

任意加入の被保険者には、65歳に達するまで加入可能な任意加入被保険者と、65歳から70歳に達するまで加入可能な特例による任意加入被保険者の2種類があります。

まず、65歳に達するまで加入可能な任意加入被保険者には、3パターンあります。

1つ目は、日本国内に住所を有する60歳未満の被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる方です。2つ目は、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方です。3つ目は、日本国内に住所を有しない海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方です。

任意加入被保険者になるためには、これらに該当

任意加入被保険者の資格喪失日①（法附則第5条第6項）

共通した資格喪失日

- ▶ 死亡日の翌日（法附則第5条第6項）
- ▶ 65歳に達した日（法附則第5条第6項第1号）
- ▶ 第2号被保険者の資格を取得した日（法附則第5条第6項第2号）
- ▶ 資格喪失の申出が受理された日（法附則第5条第6項第3号）
- ▶ 満額の老齢基礎年金が受給できる月数（法第27条各号に掲げる月数を合算した月数が480月）に達した月の翌月1日（法附則第5条第6項第4号）

次に、任意加入被保険者の資格喪失日について見ていきましょう。

資格喪失の申出をしたとき以外にも、一定の場合には任意加入被保険者の資格を喪失することとされており、任意加入被保険者の資格喪失日は、法附則第5条第6項から第9項に規定されています。

任意加入被保険者の資格喪失日②（法附則第5条第7項～第9項）	
日本国内に住所を有する 20歳以上60歳未満 の被用者年金各法の老 齢給付権を受けること ができる者 （注）被用者年金法：三共（特）	- 日本国内に住所を有しなくなった日の翌日 - 被用者年金各法に基づく給付給付等を受けることができる者でなくなった日 - 第2号被保険者の被扶養配偶者となった日 - 保険料を滞納し、催告状に指定した日までに納付しないときはその指定した日の翌日
日本国内に住所を有する 60歳以上65歳未満 の者 （注）被用者年金法：三共（特）	- 日本国内に住所を有しなくなった日の翌日 - 保険料を滞納し、催告状に指定した日までに納付しないときはその指定した日の翌日
日本国籍を有する者で 日本国内に住所を有し ない20歳以上65 歳未満の者 （注）被用者年金法：三共（特）	- 日本国内に住所を有した日の翌日 - 日本国籍を有しなくなった日の翌日 60歳未満で第2号被保険者の被扶養配偶者となった日の翌日 - 保険料を滞納し、保険料を納付することなく2年が経過した日の翌日

このほか、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができるため、任意加入被保険者になった方については、老齢給付等を受けることができる者に該当しなくなった日や保険料を滞納し督促状の指定日までに納付しなかったときはその指定日の翌日などに任意加入被保険者の資格を喪失します。また、60 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者は、日本国内に住所を有しなくなった日の翌日や保険料を滞納し督促状の指定日までに納付しなかったときはその指定日の翌日に資格を喪失し、海外在住の任意加入被保険者は日本国内に住所を有した日の翌日、日本国籍を有しなくなった日の翌日、保険料を滞納し保険料を納付することなく 2 年が経過した日の翌日などに資格を喪失します。

特例による任意加入被保険者の資格取得と資格喪失①

(平成6年改正法附則第11条、平成16年改正法附則第23条)

資格取得日

任意加入の申出をした日

(平成6年改正法附則第11条第4項、平成16年改正法附則第23条第4項)

日本国内に住所を有する者と日本国籍を有し、日本国内に住所を有しない者に共通した資格喪失日

- 死亡日の翌日
(平成6年改正法附則第11条第7項第1号、平成16年改正法附則第23条第7項第1号)
- 第2号被保険者の資格を取得した日
(平成6年改正法附則第11条第7項第2号、平成16年改正法附則第23条第7項第2号)
- 老齢基礎年金や被用者年金制度の老齢給付権の受給権を取得した日の翌日
(平成6年改正法附則第11条第7項第3号、平成16年改正法附則第23条第7項第3号)
- 70歳に達した日
(平成6年改正法附則第11条第7項第4号、平成16年改正法附則第23条第7項第4号)
- 資格喪失の申出が受理された日
(平成6年改正法附則第11条第7項第5号、平成16年改正法附則第23条第7項第5号)



【特例による任意加入被保険者の資格取得と資格喪失】

昭和40年4月1日以前生まれで、老齢基礎年金の受給資格期間を満たさない方は、65歳以上70歳未満の期間で任意加入することが特例で認められています。老齢基礎年金の受給資格期間を満たすための任意加入です。日本に住んでいる方であれば国籍は問いませんが、海外に住んでいる方でこの任意加入を利用できるのは日本国籍を有している方に限られています。

日本に住んでいる方と海外に住んでいる方の共通した資格喪失日は、死亡した日の翌日、第2号被保険者の資格を取得した日、老齢年金等の受給権を取得した日の翌日、70歳に達した日、資格喪失の申出が受理された日です。

特例による任意加入被保険者の資格取得と資格喪失②

(平成6年改正法附則第11条、平成16年改正法附則第23条)

日本国内に住所を有する者の資格喪失日

- 日本国内に住所を有しなくなった日の翌日
(平成6年改正法附則第11条第8項第1号、平成16年改正法附則第23条第8項第1号)
- 保険料を滞納し督促状に指定した日までに納付しなかったときはその指定した日の翌日
(平成6年改正法附則第11条第8項第2号、平成16年改正法附則第23条第8項第2号)

日本国籍を有する者で日本国内に住所を有しない者の資格喪失日

- 日本国内に住所を有した日の翌日
(平成6年改正法附則第11条第9項第1号、平成16年改正法附則第23条第9項第1号)
- 日本国籍を有しなくなった日の翌日
(平成6年改正法附則第11条第9項第2号、平成16年改正法附則第23条第9項第2号)
- 保険料を滞納し保険料を納付することなく2年が経過した日の翌日
(平成6年改正法附則第11条第9項第3号、平成16年改正法附則第23条第9項第3号)



このほか、日本に住んでいる方であれば、保険料を滞納し督促状の指定日までに納付しなかったときはその指定日の翌日などに資格を喪失し、海外在住の方であれば、日本国籍を有しなくなった日の翌日や保険料を滞納し保険料を納付することなく2年が経過した日の翌日などに資格を喪失します。

確認問題

問題1

第1号被保険者が60歳に達したときは、その日に被保険者資格を喪失し、被保険者が死亡したときは、その翌日に被保険者資格を喪失する。

解答

(正解 丸)

問題2

日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者は、日本国籍を有する限り、厚生労働大臣に申し出て被保険者となることができる。

解答

(正解 丸)



日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者(第2号被保険者を除く)は、国籍を問わず、厚生労働大臣に申し出て任意加入被保険者となることができます。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

第1号被保険者が60歳に達したときは、その日に被保険者資格を喪失し、被保険者が死亡したときは、その翌日に被保険者資格を喪失する。

正解はマルです。

問題2です。

日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者は、日本国籍を有する限り、厚生労働大臣に申し出て被保険者となることができます。

正解はバツです。

日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者(第2号被保険者を除く)は、国籍を問わず、厚生労働大臣に申し出て任意加入被保険者となることができます。